

相・続・通・信 第32号

HP も是非ご覧ください！

相続 松本

検索

↑ 「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター®

平成 27 年 10 月

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アタージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552



(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

～お元気な今だからこそ、知っておきたい～ 遺言セミナー



秋も深まり、朝夕は冷え込むようになってまいりましたが、お元気で過ごしてでしょうか。

さて、当センターでは、来る 10 月 28 日(水)に松本市にて「お元気な今だからこそ、知っておきたい遺言セミナー」と題しましてセミナーを開催いたします。皆様は、ご自身の財産を誰に、どのように承継させたいか、考えたことはありますか？まだ先でいいかな、と思われる方もいるかと存じますが、闘病中に遺言を書く方がお気持ち的にも辛くなるかと思えます。最近では、将来、家族が自分の財産のこともめめないように作っておきたい、と早めにご準備される方も多くいらっしゃいます。遺言書は、ご自身の意思や、伝えたいメッセージを残す手段です。自分の希望通りに伝えられるよう、お元気な今だからこそ、この機会に遺言に関する知識を深めませんか。

「遺言ってどんなもの？」「遺言書を遺しておくメリットは？」「公正証書遺言と自筆証書遺言の違いは？」「遺言でどんなことができる？」など、多くの方が気になっていることについてお話しさせていただきますので、どなた様もぜひご参加ください。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。定員になり次第、締め切らせて頂きますので、参加希望の方は、下記の電話番号までお早めにご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

日 時／平成 27 年 10 月 28 日 (水)
14:00～16:00 (開場 13:30)
場 所／松本市 市民タイムス みすす野ホール
定 員／30 名
持 ち 物／筆記用具
講 師／栗原 美香 (当センター相談員)



下記に該当する方、
ぜひご参加ください！

- 子供がいない
- 前婚がある
- 相続人の数が多い
- 遺産分割で家族が揉めないようにしたい
- お世話になった人へ財産を渡したい
- 不動産を多く所有している
- 相続財産が自宅しかない



お申込先
受付時間は
こちらです！



相続手続支援センター®松本駅前店
0120-97-3713

受付時間 (月～金) 9:00～17:30

～相続の現場から～

引越したときやっておいた方がいい手順

不動産を買ったり、譲り受けたり、相続した際、法務局では、記録されている所有者の名前や住所を変えます。通常、氏名と住所の欄には、その不動産を取得した人の氏名と住所が記録されます。

その後、引っ越しなどされ、みなさんの住んでいる住所が変わったら、法務局に記録されている住所はどうなるでしょうか？

自動車の運転免許証と同じで、住所が変わっても、お持ちの不動産に記録されている住所も自動的に変えられるわけではありません。なので、運転免許証の住所を変えるとき交通安全センターに行くように、不動産もみなさんのほうから法務局に行って住所を変更しなければなりません。

ただし、不動産の場合、運転免許証と違い、住所の変更は義務ではありません。ですが、住所が変わっても変更をしないでそのままにしておくと、その不動産を売ろうとするときなど困ることがあります。「不動産を取得したときの住所」と「今現在の住所」が違うので、法務局に対し「私の不動産である」ということの証明をしなければいけなくなります。時には、手続きがスムーズに進まなくなることがあります。その証明を専門家に依頼すると、場合によっては揃える書類が増えて手続きが煩雑になったり、時間がかかったりと、お支払いする費用がかさんでしまう可能性があります。

不動産を取得後に住所を変えた方は、お早めにお持ちの不動産について所有者の住所変更をなされることをお勧めします。手続きで分からないことや引っ越し経験のある方は、お気軽に弊センターまで、ご相談ください！

Q

「**遺言執行者**」ってなに？

相続豆知識

A

遺言執行者とは、遺言書の内容を具体的に実現する人をいいます。遺言書に書かれている内容・趣旨に沿って、相続人の代理人として相続財産を管理し、不動産や預貯金の名義の変更などの各種の手続きを行います。遺言執行者は、通常、遺言書の中で指定される場合が多いですが、遺言執行者がいないとき、またはいなくなったときは、相続人や利害関係者などの申し立てにより、家庭裁判所が選任します。遺言執行者に指定された人は、必ずしも就任しなければいけないわけではなく、就任を拒否することも自由です。遺言書で指定されれば、誰でも遺言執行者になることができるわけではありません。具体的に民法では、①**未成年** ②**自己破産をしたことがある人** は遺言執行者になることはできないとされています。

遺言執行者を指定しておくことは、相続人間の紛争を予防・緩和することが期待できます。また、遺言執行者に手続きをお任せできるので、「誰が名義変更の手続きをするか？」等の相談や心配もいりません。よって、遺言書作成の際には、遺言執行者の指定をしておくことをお勧めします。弊センターでも遺言書作成の全面的なサポートを行っております！お問い合わせください。

